

福岡県公報

平成19年4月4日
第2661号

目 次

告 示 (第744号—第756号)

○都市計画事業の施行	(公園街路課) 1
○都市計画事業の施行	(公園街路課) 2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 2
○建設業の営業の一部停止	(建築指導課) 2
○県営土地改良事業計画の変更決定	(農地計画課) 3
○大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課) 3
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課) 4
○土地改良法第95条第1項に定める者の換地計画の適否決定	(農地計画課) 4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課) 4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課) 5
○貸金業者の業務の停止	(経営金融課) 5
○地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出	(都市計画課) 5
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) 6

公 告

○一般競争入札の実施	(警察本部会計課) 6
------------	-------------------

監査委員

○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第二課) 9
----------	------------------------

公安委員会

○警備業法の一部を改正する法律附則第5条による審査の実施	
------------------------------	--

(警察本部生活安全総務課) 12

雑 報

○危険物取扱者試験の実施	(消防防災安全課) 13
○有料道路に係る料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法	(高速道路対策室) 14

告 示

福岡県告示第744号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による告示があったので、
都市計画事業の施行について同法第66条の規定により次のように公告する。

平成19年4月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 都市計画事業の種類及び名称

直方都市計画道路事業	3・4・11号 境口頓野線
	3・4・7号 境口鴨生田線
	3・5・2号 外町江口線
	3・5・8号 中島町中泉線
	7・7・1号 中島町中泉線側道東1号線
	7・7・2号 境口鴨生田線側道南1号線
	7・7・5号 境口鴨生田線側道北1号線

2 施行者の名称

福岡県

3 事務所の所在地

福岡県建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県直方土木事務所 直方市日吉町9番10号

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

直方市新町1丁目及び新町2丁目並びに溝堀1丁目地内

(2) 使用の部分

直方市新町1丁目及び新町2丁目並びに溝堀1丁目地内

福岡県告示第745号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があるので、都市計画事業の施行について同法第66条の規定により次のように公告する。

平成19年4月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 都市計画事業の種類及び名称

水巻都市計画道路事業 3・3・3号芦屋水巻中間線

3・4・6号中橋櫛筍線

3・3・1号国道3号線

2 施行者の名称

福岡県

3 事務所の所在地

福岡県建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県北九州土木事務所 北九州市八幡西区則松3丁目7番1号

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第746号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年4月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

太宰府市大字吉松字中道245-9、245-10、246-1、246-2及び246-10から246-14まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

太宰府市大字吉松339番地

浅川 信義

福岡県告示第747号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成19年4月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 処分をした年月日

平成19年3月20日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社 正栄	京都郡みやこ町犀川下伊良原2956	田辺 正三	平成16年12月16日 福岡県知事許可(特-16) 第44430号

3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの
イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けて実施するもの（アに該当するもの

を除く。)

(2) 停止期間

平成19年4月4日から平成19年4月18日までの15日間

4 処分の原因となった事実

株式会社正栄は、平成18年7月31日を審査基準日とする経営事項審査申請書において、雇用契約のない技術職員を技術職員名簿に記載して虚偽申請を行った。また、その結果をもって公共工事の発注者に対して入札参加資格申請を行った。このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

福岡県告示第748号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成19年4月4日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦 覧 期 間	縦覧場所
県営小郡・大刀洗地区土地改良（農道整備）事業変更計画書の写し	平成19年4月4日から 平成19年5月7日まで	小郡市役所 大刀洗町役場

福岡県告示第749号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について、同法第8条第2項の規定に基づく意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年4月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 （仮称）筑紫野ドリームモール西側敷地

(2) 所在地 福岡県筑紫野市大字原田836-4 外

2 意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

株式会社ユニディオコーポレーション（代表取締役 河内英毅）から福岡県に対して、（仮称）筑紫野ドリームモール西側敷地にかかる大規模小売店舗立地法に基づく届出書（以下、届出書）が提出されたことに対して、駐車需要の充足等交通に関する事項に関する意見を申し上げます。

なお、（仮称）筑紫野ドリームモール東側敷地についての意見はありませんので、念のため申し添えます。

届出書では、西側敷地の駐車場台数は733台また東側敷地の駐車場台数は844台で、全体として1580台の駐車場台数となっております。

また、西側敷地の駐車場台数では下記の内訳が示されております。

- (1) 西側敷地（迫田家具以外）…444台
- (2) 西側敷地（迫田家具）…289台

さらに、上記(2)の西側敷地（迫田家具）の駐車場台数の計算過程において、「店舗面積当たり来店客数原単位」が565人／千m²とした根拠は、「大規模小売店舗をする者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年2月1日経済産業省告示16号）」を基に、家具店である特性を考慮した結果と考えられます。

しかし上記指針には、「立地する地区の特性その他の地域の事情に類似性があり」「可能な限り多くの店舗データ等であることが望ましい」と示されているにもかかわらず、届出書のなかで示されたデータは、鹿児島市内の迫田家具南栄店を事例としているものの、

- ① 同店は鹿児島市の谷山港に近い店舗であり、住宅地に隣接する今回の出店地域とは類似性が認められないこと
- ② 同店のデータは、鹿児島市南5丁目10-13に所在する迫田家具南栄店（3,300m²）の1店舗だけであること

このように「店舗面積当たり来店客数原単位」の565人／千m²は、上記の乏しいデータを基にして算出された数値であります。

したがって、住宅地域の事情に類似した多くの店舗を事例とした場合は、「店

- 舗面積当たり来店客数原単位」が565人以上になると判断され、届出書にある駐車場台数(1580台)では不足する懸念があると判断いたします。以上
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等
意見なし
 - (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
意見なし
 - (4) 騒音の発生に係る事項
意見なし
 - (5) 廃棄物に係る事項等
意見なし
 - (6) 街並みづくり等への配慮等
意見なし
 - (7) その他
意見なし

福岡県告示第750号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定したので、同条第3項の規定により公示する。

平成19年4月4日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 区域の名称 春日町
- 2 区域の所在地 北九州市門司区春日町、大字黒川
- 3 土地の表示
次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から8号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と8号とを結んだ線に囲まれた区域

市	区	大字	字	地 番	標柱番号
				872番6	1号及び8号

北九州市	門司区	春日町	黒川	872番8地先道路敷	6号
				872番7	7号
		隨京		876番3	2号、3号及び5号
				877番5	4号

福岡県告示第751号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条において準用する同法第52条の2第1項の規定に基づき、同法第95条第1項に定める者の換地計画を平成19年3月26日付けで適当であると決定したので、同法第96条において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成19年4月4日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良事業の事業主体名	縦覧に供する書類	縦 覧 期 間	縦覧場所
赤池町大浦土地改良事業共同施行	換地計画書の写し	平成19年4月4日から 平成19年5月7日まで	直方市役所 福智町役場

福岡県告示第752号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成19年4月4日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所
朝倉市山田字田ノ口1488の3、1488の4、1488の7、1489の1、1489の2、1492の1、1494
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第753号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年4月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

嘉麻市千手字新黒883、885、字五本松1006、字石原谷3015、3016、3018、3023の6、3023の19から3023の23まで、3041、3043、字古ヤシキ3051の3、字大原3339の5、3344の1、字ナカノ3356の2、3359の2、3393、字アイノ谷3542の1、3585、3594、3596、字川ソコ3663の4、3792の1、3803の5、3803の7

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第754号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条の規定に基づき、次の貸金業者の業務を停止したので、同法第41条の規定により公告する。

平成19年4月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 商号

株式会社メガ

2 代表者の氏名

川崎 博行

3 主たる営業所の所在地

福岡市早良区城西2丁目13-4 城西ハイツ1F

4 登録番号

福岡県知事(2)第08006号

5 登録年月日

平成18年6月16日

6 行政処分の年月日

平成19年3月7日

7 行政処分の内容

貸金業務の全部停止60日間（平成19年3月8日から平成19年5月6日まで）

ただし、弁済の受領に関する業務を除く。

8 適用条文

貸金業の規制等に関する法律第36条

福岡県告示第755号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、大野城市乙金第二土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

平成19年4月4日

福岡県知事 麻生 渡

就任した理事

氏名	住所
関 育	大野城市乙金1丁目5番24号
伊藤 勝俊	大野城市乙金1丁目10番31号
伊藤 重敏	大野城市乙金2丁目4番66号
楠林 義治	大野城市大池1丁目10番18号
香野 久晴	大野城市山田4丁目2番8号
志間 廣	大野城市乙金3丁目10番18号
高原 清優	大野城市乙金3丁目3番25号
高原 利安	大野城市乙金2丁目4番62号
高原 秀一	大野城市乙金3丁目6番52号
高原 康夫	大野城市乙金2丁目6番17号
船越 繁文	大野城市乙金1丁目5番32号
船越 義信	大野城市乙金3丁目3番1号

福岡県告示第756号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年4月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年3月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

（変更前）特定非営利活動法人電磁波問題を考える九州の会

（変更後）特定非営利活動法人環境と健康を考える会

(2) 代表者の氏名

北村 義弘

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区平尾4丁目3番10号エムロード平尾903号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、一般の県民に対して、電磁波問題を始めとする環境問題の学習、啓発などに関する事業を行い、環境の保全に寄与することを目的とする。

公 告

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年4月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容（3件）

(1) 調達物品の名称及び数量

ア 男性警察官用防寒服I種（コート）	700着程度
男性警察官用防寒服II種（ブルゾン）	1,000着程度
女性警察官用防寒服（コート）	40着程度
女性警察官用防寒服（ブルゾン）	40着程度
イ 男性警察官用雨衣（リバーシブル）	600着程度
男性警察官用雨衣（白）	200着程度
女性警察官用雨衣I種（リバーシブル）	40着程度
女性警察官用雨衣II種（リバーシブル）	40着程度
ウ 警備靴	800足程度

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

契約締結日から平成20年3月31日（月）までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部総務部装備課が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡県告示第719号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成19年4月13日現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
11	01	織維	AA、A、B
11	02	皮革・合成樹脂・ゴム	
12	01	百貨	

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の生産又は販売実績を有すること。

(4) 納入する物品の検査を行う設備を日本国内に有しており、契約担当者の求めにより、当県職員の立会いの下に検査に応じられること。

(5) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

(6) 納入する物品に必要とする生地の供給を受けられること。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

いない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

(8) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2233

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成19年4月4日（水）から平成19年4月13日（金）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 受領期限

平成19年4月13日（金）午後6時00分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

9 開札の場所及び日時

(1) 場所

4の部局が指定する場所

(2) 日時

- ア 平成19年4月16日（月）午前10時00分
- イ 平成19年4月16日（月）午前10時20分
- ウ 平成19年4月16日（月）午前10時40分

10 落札者がない場合の措置

開札をした場合において落札者がないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積単価（各調達物品1着（足）当たりの単価）に各調達物品の発注予定数を乗じた金額の合計の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（各見積単価に各発注予定数を乗じた金額の合計の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方・公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約単価（各調達物品1着（足）当たりの単価）に各調達物品の発注予定数を乗じた金額の合計の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（各契約単価に各発注予定数を乗じた金額の合計の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が11の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

13 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に係る職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(3) その他詳細は入札説明書による。

監査委員

監査公表第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査を商工部出先機関の福岡商工事務所等10か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成19年4月4日

福岡県監査委員	工 藤 壽 文
同	進 谷 庸 助
同	伊 藤 龍 峰
同	後 藤 元 秀

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間
商工部の出先機関10機関に係る定期監査は、平成18年1月1日から平成18年12月31日までの12か月間を監査対象期間とし、平成19年2月9日から平成19年2月21日までの実日数6日間で、次のとおり実施した。

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
福岡商工事務所	平成18年1月1日から 平成18年12月31日まで	平成19年2月9日
久留米商工事務所	“	平成19年2月14日
北九州商工事務所	“	平成19年2月14日
飯塚商工事務所	“	平成19年2月9日
計 量 檢 定 所	“	平成19年2月20日
大 阪 事 務 所	“	平成19年2月15日から 平成19年2月16日まで
工 業 技 術 セ サ ン タ ー	“	平成19年2月15日から 平成19年2月16日まで
工業技術センター生物食品研究所	“	平成19年2月15日から 平成19年2月16日まで
工業技術センターイノテリア研究所	“	平成19年2月20日
工業技術センター機械電子研究所	“	平成19年2月20日から 平成19年2月21日まで

2 監査の主眼

今回の監査は、収入、支出、人件費、契約、公有財産、物品、債権等財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施し、特に収入未済の状況及び小規模企業者等設備導入資金貸付金の償還状況並びに旅費及び時間外勤務手当の執行状況に主眼を置いた。

また、このうち旅費については、特に事実確認調査を含む監査を実施した。

3 監査の範囲

今回実施した監査の範囲は、次のとおりである。

- (1) 収入
商工使用料、商工手数料、商工受託事業収入、貸付金償還金等の調定及び収入状況
- (2) 支出
賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の支出事務
- (3) 人件費
報酬、給料及び諸手当の認定並びに支給事務

(4) 契約

契約の締結及び履行確認の状況

(5) 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の増減及び管理状況

(6) 物品

取得、管理及び処分の状況

(7) 債権

債権管理状況

第2 監査の結果

各監査対象機関における財務に関する事務は、次のとおり一部の機関において是正を要するものが見受けられた。

福岡商工事務所

高度化資金貸付金償還金の収入未済額が前年度に比べて、38,304,700円増加している。（1件）

北九州商工事務所

高度化資金貸付金償還金の収入未済額が前年度に比べて、41,349,192円増加している。（1件）

他は、おむね適正に執行されていると認められた。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第95号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条による審査（以下「検定審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定等規則」という。）附則第9条の規定により公示する。

平成19年4月4日

福岡県公安委員会

1 検定審査の実施日、時間及び場所

平成19年度第1回検定合格者審査

実施日	時間	場所
平成19年6月8日（金）	午前10時からおおむね午後3時まで	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

2 検定審査を行う種別及び級

廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第1項に規定する検定（以下「旧検定」という。）に係る全ての種別及び級

3 定員

30名

4 検定審査対象者

旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「旧合格証」という。）を有する者であって、次に掲げる事項のいずれかに該当するものとする。

- (1) 福岡県内に住所を有すること。
- (2) 福岡県内に所在する警備業法に係る営業所に属する警備員であること。
- (3) 福岡県公安委員会から旧合格証の交付を受けていること。

ただし、検定等規則附則第7条第2項（学科及び実技試験の免除）に規定するものを除く。

5 検定審査の方法

審査は、学科試験（5枝択一式10問の筆記試験）及び実技試験により行い、それぞれ90パーセント以上の成績を合格とする。

なお、学科試験の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験とも合格した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

7 申請手続及び受付期間

(1) 受付期間

平成19年4月5日（木）から平成19年5月23日（水）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時から午後6時までの間

(2) 必要書類

ア 住居地を管轄する警察署に申請する場合

(ア) 審査申請書（検定等規則別記様式を使用）1通

(イ) 住居地を疎明する書面

(ウ) 写真（申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）1葉

(4) 旧合格証の写し

イ 営業所の所在地を管轄する警察署に申請する場合

(ア) 審査申請書（検定等規則別記様式を使用）1通

(イ) 当該営業所に所属することを疎明する書面

(ウ) 写真（申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）1葉

(エ) 旧合格証の写し

ウ 旧合格証の交付を受けた警察署に申請する場合

(ア) 審査申請書（検定等規則別記様式を使用）1通

(イ) 写真（申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）1葉

(ウ) 旧合格証の写し

(3) 申請方法

ア 審査を希望する者は、まずははじめに福岡県警察警備員教育センター（受付専用電話093（381）2627）に事前申込みを行い、受付番号を取得する。

※ 受付専用電話以外での受付は一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った日を含めて3日以内（ただし、県の休日を除く。）に住居地（審査申請者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署に受付番号を申告するとともに、7(2)に掲げる必要書類並びに審査手数料を添えて提出すること。

ウ 審査申請は、原則として審査申請者本人が申込みを行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、審査申請者本人の委任状を持参すること。

(4) 審査手数料

各種別（級）とともに、4,700円

※ 審査手数料については、福岡県領収証紙により納入すること。

また、納付した審査手数料については、申請の取消し及び審査を受けなかった場合でも返還しない。

8 その他

(1) 検定審査当日、筆記用具、旧合格証及び動きやすい服装を必ず持参（各受検者への貸与ロッカーあり。）すること。

(2) 検定審査に関する問い合わせは、午前9時から午後6時（県の休日を除く。）まで、最寄りの警察署又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に對して行うこと。

(3) 審査申請書（検定等規則別記様式）については、各警察署生活安全課若しくは生活安全刑事課において受け取ることができる。

雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定に基づき福岡県知事から委任された危険物取扱者試験について、次のとおり公示する。

平成19年4月4日

財団法人消防試験研究センター 理事長 白谷祐二

1 試験種類

甲種、乙種（第一類、第二類、第三類、第四類、第五類、第六類）及び丙種

2 試験地、実施試験会場、実施年月日

試験地	実施試験会場	実施年月日
北 九 州	北九州市八幡西区自由ヶ丘1-8 九州共立大学	
福 岡	太宰府市五条3-11-25 福岡経済大学	
大 牟 田	大牟田市大字草木852 大牟田高等学校	
久 留 米	久留米市御井町1635 久留米大学御井学舎	
飯 塚	飯塚市柏の森11-6 近畿大学産業理工学部	
苅 田	京都郡苅田町新津1-11-1 西日本工業大学	

平成19年6月17日（日曜日）
午前10時から

3 受験申請期間及び受験申請先

受験申請期間	受験申請先	摘要
平成19年4月12日から 平成19年5月1日まで	福岡市博多区下呉服町1-15 ふくおか石油会館3階 (財)消防試験研究センター福岡県支部	午前10時から 午後4時まで

郵送は、平成19年5月1日までの消印のあるものに限る。

郵便番号 812-0034 福岡市博多区下呉服町1-15 ふくおか石油会館3階
(財)消防試験研究センター福岡県支部

- 4 受験願書等の配置場所
 勘消防試験研究センター福岡県支部及び福岡県内各消防本部
- 5 問い合わせ先
 勘消防試験研究センター福岡県支部 電話 092-282-2421

福岡県道路公社公告第1号

福岡県道路公社（以下「公社」という。）の有料道路に係る料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法を次のとおり定めたので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号。以下「法」という。）第24条第4項の規定に基づき公告する。

平成19年4月4日

福岡県道路公社
 理事長 田村延行

（適用）

第1条 公社が法第24条第1項の規定に基づき料金を徴収する自動車その他の車両（以下「通行車両」という。）は、この通行方法に従って公社の有料道路の料金の徴収施設及びその付近を通行しなければならない。

（定義）

第2条 この通行方法における用語の意義は、法及び道路整備特別措置法施行規則（昭和31年建設省令第18号）第13条に定めるところによる。

（料金の収受を行う一般専用有人施設における通行方法）

第3条 料金の収受を行う一般専用有人施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 通行車両は、確実に係員が料金の収受を行うことができる程度に当該係員が当該収受を行う場所に近接した場所（停止すべき場所について当該係員の指示又は標識その他の方法による表示がある場合には、当該指示又は表示に係る場所）で停止しなければならない。
- 二 通行車両は、料金の収受後に当該係員が発進を承諾するまでの間は発進してはならない。

（通行券の交付を行う一般専用機械式施設における通行方法）

第4条 通行券の交付を行う一般専用機械式施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 通行車両は、確実に料金収受機等により通行券の交付を行うことができる程度に料金収受機等に近接した場所で停止しなければならない。
- 二 通行車両は、通行券の交付後に開閉棒等の表示に従って通行しなければならない。

（通行券の確認を行う一般専用有人施設における通行方法）

第5条 通行券の確認を行う一般専用有人施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 通行車両は、確実に係員が通行券の確認を行うことができる程度に当該係員が当該確認を行う場所に近接した場所（停止すべき場所について当該係員の指示又は標識その他の方法による表示がある場合には、当該指示又は表示に係る場所）で停止しなければならない。

- 二 通行車両は、通行券の確認後に当該係員が発進を承諾するまでの間は発進してはならない。

（ETC専用施設における通行方法）

第6条 ETC専用施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 標識その他の方法によって徐行し又は停止すべき旨が表示されている施設においては、ETC通行車は、当該表示に従って通行しなければならない。
- 二 ETC通行車以外の通行車両は、ETC専用施設を通過してはならない。

（閉鎖施設の通過の禁止）

第7条 通行車両は、閉鎖施設を通過してはならない。